

事務連絡
令和元年 11 月 11 日

各都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

都道府県における旅行業登録事務手続について（周知）

日頃より、旅行業法実施を始めとする観光行政につきまして、ご協力、ご尽力いただきありがとうございます。

このたび、地方分権改革における提案募集方式に基づき、旅行業の登録に係る申請を行う者の負担軽減、都道府県における確認事務の簡素化を目指した「旅行業等の営業の登録等申請にあたり、法人の全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し」を求める提案をいただいたことを受け、改めて下記のとおり周知いたします。

記

- 第二種旅行業、第三種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業の登録事務については、各都道府県における自治事務となっており、法令に規定する範囲において、各都道府県はその裁量をもって事務手続を行うこととなっております。
- 観光庁が毎年度実施している各都道府県の登録事務担当者向けの研修において、登録事務マニュアルを配布しておりましたが、当該資料は観光庁における登録事務手続きのものであり、各都道府県は自治事務に基づき、法令に規定する範囲においてそれぞれマニュアル等を作成し、それに基づき、事務手続を行うこととなっております。
- したがって、欠格事項に該当しないことを証明する旨の宣誓書につきまして、観光庁においては登録事務マニュアルのとおり、法人の全役員分の提出を求めているところ、各都道府県においては、旅行業法施行規則第1条の4第1項第1号ホに規定する書類として認められるものであれば、全役員分の提出を必須としないよう定めることも可能となっております。

以上

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

管理番号

116

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

運輸・交通

提案事項(事項名)

旅行業等の営業の登録等申請にあたり、全役員分の添付が必要とされている宣誓書の添付についての見直し

提案団体

京都府、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

旅行業又は旅行業者代理業の営業の新規登録や更新等に係る申請にあたり、現在、全役員分を自筆で求めている宣誓書の添付について、法人代表者分のみに変更することを求める

具体的な支障事例

当該宣誓書については、旅行業法の登録及び更新にあたって、旅行業法施行規則第1条の4や第1条の5、観光庁が示すマニュアル等に基づき、不適格事由に該当しないことを証するため、監査役等非常勤の役員を含む全役員分の自筆による提出が求められている。

しかし、大企業では役員数が数十人にのぼる場合があり、更新期限内での提出が難しくなるなど申請者の負担となっているとともに、都道府県においても、役員全員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、宣誓書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正等を求めたりする必要があることから事務の負担となっている。(登録、更新に係る申請は年間100件程度であり、宣誓書確認事務に要する時間は1件当たり10分程度。)

なお、他の登録業においても、役員が不適格事由に該当していないことの証明を、代表者のみの宣誓で行い、代表者の責任において担保させている例もみられるため、それらと同様の方法での証明が可能となるよう見直しを求める。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

登録、更新を申請する事業者の負担軽減、都道府県における確認事務の簡素化が図られる。

根拠法令等

旅行業法第4条第2項、第6条第1項

旅行業法施行規則第1条の4、第1条の5

旅行業法施行要領 第二-3-4、第二-2-6

旅行業法に基づく旅行業者等の登録事務について(観光庁発行 旅行業法事務担当者研修資料 3-④)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

富山県、愛知県、高知県

○当団体においても、法人の業者が多く役員全員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、宣誓書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正等を求めたりする必要があることから事務の負担となっている。

○役員全員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、宣誓書に不備がある場合は事業者へ連絡し、修正・提出等を求めたりする必要があることから、事業者と県双方で事務の負担となっている。

○当県においても、宣誓書の不備のため修正を求めるなど、事務の負担となる場合があり、見直しにより事業者、都道府県双方の負担軽減が図られると考える。

○当該宣誓書については、旅行業法の登録及び更新にあたって、旅行業法施行規則第1条の4や第1条の5、観光庁が示すマニュアル等に基づき、不適格事由に該当しないことを証するため、監査役等非常勤の役員を含む全役員分の自筆による提出が求められている。しかしながら、役員数が数十人にのぼる場合や監査役等非常勤の役員がいる場合、更新期限内に全役員分の自筆の宣誓書を揃えて提出することが難しいなど申請者の負担となっている。本県においても、全役員分が提出されているか登記簿と宣誓書を突合したり、不備がある場合は修正等を求め、再提出の依頼をしたりする必要があることから、更新期限内の書類の受領が困難になるなど事務の負担となっている。（※登録、更新に係る申請は年間100件程度であり、宣誓書確認事務に要する時間は1件当たり10分程度。）

各府省からの第1次回答

旅行業法第6条第1項各号において旅行業又は旅行者代理業の登録の拒否要件が規定されているところ、当該登録の申請に際しては、「法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号から第10号まで(旅行者代理業に係る申請については、同項第1号、第2号、第4号、第6号から第9号まで及び第11号)のいずれにも該当しないことを証する書類」(以下「拒否要件非該当証明書」という。)を提出する必要があるとされている(旅行業法施行規則第1条の4第1項第1号ホ)。

旅行業法施行要領において、拒否要件非該当証明書として具体的には「法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号から第10号までのいずれにも該当しない旨の役員の宣誓書」の提出を求めているところ、観光庁長官が事務を行う第1種旅行業の登録については、観光庁内のマニュアルにおいて申請者が法人である場合は役員全員分の宣誓書の提出を求めることとされている。

他方、都道府県が事務を行う第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行者代理業の登録については、都道府県の自治事務であることから(旅行業法施行令第5条第1項)、都道府県において独自にマニュアルを作成することが可能であり、今回の提案内容についても、都道府県におけるマニュアルを改訂することで対応可能であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「旅行業法に基づく旅行者等の登録事務について」(マニュアル)については、毎年、都道府県担当者を対象とした観光庁主催の研修で配付されていたため、本マニュアルに従って都道府県の事務である第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行者代理業の登録においても全役員の自筆の宣誓書を提出させる必要があるものと理解していたが、都道府県においてマニュアルを作成、もしくは改訂することで、現在支障と感じている宣誓書の提出に限らず、法令の規定の範囲内で国とは異なる独自の対応をとることが可能と理解して差し支えないか。

また、現行の本マニュアルでは、都道府県において独自にマニュアルを作成し、対応することが可能である旨がわからないため、その旨を明記いただくとともに、研修等でも周知いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

旅行業法施行令第5条第1項の規定のとおり、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業及び旅行者代理業者の登録に係る事務は都道府県の自治事務であるため、法令に規定する範囲において、都道府県はその裁量で登録事務を実施することができる。これまで都道府県の登録事務担当者に対する研修等で配布してきた観光庁のマニュアルについては、観光庁の手続きを示したものであり、都道府県において独自にマニュアルを作成することを推奨しているところである。また、現在配布している観光庁のマニュアルでは、「当該資料は、観光

庁における登録事務のためのマニュアルである。」と注意喚起しているが、次年度以降の研修でも、引き続き注意喚起を行うとともに、欠格事由に該当しない旨の宣誓書については、旅行業法施行規則第1条の4第1項第1号ホに規定する書類として認められるものであれば、全役員分の宣誓書の提出を必須としない運用も可能である旨を事務連絡で周知したい。